

蓮田市精神障害者当事者会「そよ風」

(2011年4月30日 設立)

〈リーフレット 第19版〉

【スローガン】

一人では心細いですね？ 大丈夫。
みんなでハッピーになりましょう！

【お声かけ】

誰でも幸せになりたい。仕事をしてお金を得られたら、それでいいのかなあ？ 幸せってなんだろう。みんな色々と忙しいでしょう。疲れた時、誰でももろくなりがちです。そんな時、助けあえたらいいですね。病気で本当に苦しくて、どうしようもない時はありませんでしたか？ 今まさに、苦しんで、もがいている人がいるとしたら、どう思いますか？ 早く適切な薬を飲ませて、助けてあげたくありませんか？ みんなが一番、人の気持ちかわかるのではないのでしょうか。一人では解決ができないことを、解決していきませんか？ みんな、集まろうよ！

【連絡先】

※連絡は下記、「高木」まで。

◆ 携帯電話番号 ***-****-****

* 留守電になることが多いと思いますので、
連絡したいことを留守電に残して下さい。

◆ メールアドレス *****@***.*****.**. **

◆ ウェブサイト <https://hasuda-soyokaze.com/>

* ウェブサイトにお問い合わせフォームがあります。
ぜひ、ご利用下さい。

【目的】

精神障害者やその家族・親族が偏見や差別を受けることなく、精神障害者が自立(自律)できる地域社会を築くこと。

【活動】

関係者が情報を共有し、精神障害者が有効な情報(病院・薬・社会福祉制度・障害年金・社会資源・等)を確実に得られる地域社会が望ましいです。私達は、精神障害者が権利で認められた情報を確実に得られるよう、互いに支え合い、助け合う場を確保します。

精神障害者は権利を主張するだけでなく、障害を乗り越えて生きようと努力する義務を果たすことが大切です。私達は、精神障害者一人一人が、自分らしく、生きがいを持って生きられるよう、切磋琢磨する時間を確保します。

特に留意すべきなのは、今、この瞬間も、精神障害を有するのがわからずに、苦しんでいる人が必ずいるということです。私達は、このような人々の診断が遅れることなく、早期に治療を受けられ、回復されるよう、地域社会に精神保健福祉の必要性を訴える活動を行います。

【特殊な活動】

埼玉県連である、埼玉県精神障害者団体連合会(ポプリ)の役員になって、NPO法人埼玉県障害者協議会(埼障協)の行っている県との話し合いに参加して、埼玉県に意見を言います。また、埼玉県精神保健福祉審議会の委員となって、埼玉県疾病対策課に意見します。

また、蓮田市障がい者団体連絡協議会(蓮障連)の会員として、蓮田市に私達の要望を提出して、意見します。

【会員特典その1】

埼玉県精神障害者団体連合会（ポプリ）の加盟単会です。ポプリに役員を3名まで、送り出すことができます。ポプリへの加盟費を納めていますので、「月刊ポプリ通信」をそよ風会員には無料で配布しています。

【会員特典その2】

蓮田市障がい者団体連絡協議会（蓮障連）に加盟しています。蓮田市内の障害者のイベントの情報をいち早く知ることができます。

【定例会のお知らせ】

- ◆ 定例会は、言いつばなし・聞きつばなしの「わかちあい」を中心としています。最近では、ピアサポーターとなれるよう、学習も行っています。
- ◆ 日時：原則、毎月、第3土曜日の13:30～15:30
- ◆ 場所：蓮田市内公共施設（主に図書館, 2F, 視聴覚ホール）
- ◆ 会費：1回の会合につき最低100円

※定例会の開催日時や場所は、上記と異なることがありますので、表紙のウェブサイトやメールや電話で、ご確認下さい。

第一条 名称及び事務局

当会は「蓮田市精神障害者当事者会(愛称:そよ風)」と称し、事務局を蓮田市に置く。

第二条 目的 当会は精神障害者やその家族・親族が偏見や差別を受けることなく、精神障害者が自立(自律)できる地域社会を築くことを目的とする。

第三条 活動

- 第一項 関係者が情報を共有し、精神障害者が有効な情報(病院・薬・社会福祉制度・障害年金・社会資源・等)を確実に得られる地域社会であることが望ましい。当会は、精神障害者が権利で認められた情報を確実に得られるよう、互いに支え合い、助け合う場を確保する。
- 第二項 精神障害者は権利を主張するだけでなく、障害を乗り越えて生きようと努力する義務を果たすことが大切である。当会は、精神障害者一人一人が、自分らしく、生きがいを持って生きられるよう、切磋琢磨する時間を確保する。
- 第三項 特に留意すべきは、今、この瞬間も、精神障害を有するのがわからず、苦しんでいる人が必ずいるということである。当会は、このような人々の診断が遅れることなく、早期に治療を受けられ、回復されるよう、地域社会に精神保健福祉の必要性を訴える活動を行う。

第四条 定例会 会場が予約できない場合を除き、原則、毎月、第三土曜日に定例会を開催する。

第五条 会員

- 第一項 精神障害を有すると診断された、精神障害者ならば、正会員となることができる。ただし、正会員となるには、最低でも、年一度、定例会に参加し、会費100円以上を支払わなければならない。
- 第二項 当会の活動に賛同頂ける人であれば、誰でも賛助会員となる。ただし、賛助会員となるには、最低でも、年一度、会費1000円以上を支払わなければならない。
- 第三項 住所に関わらず、参加できる。また、正会員が必要とする場合、家族・関係者の同伴を認める。同伴者の会費は任意である。
- 第四項 基本的にどんな行動・発言をするのも自由だが、以下の点に注意する。
- (1) 当会で知り得た個人情報は口外しない。
 - (2) 他人の誹謗中傷をしない。
 - (3) 当会で発生した問題は当会の中で解決する。

第五項 会員が希望する場合、脱会することができる。

第六条 総会

第一項 総会は開催しない。

第二項 会員は代表に権限を委託する。

第三項 代表は年度初めに、次のことを報告書で行う。

- (1) 前年度の活動・収支報告を行う。
- (2) 当年度の活動方針や予算を決める。
- (3) 本規約の改訂を行う。

第七条 役員

第一項 代表は当会を代表し、会務を総括し、会計・監事を兼任する。

第二項 その他の役員を定めず、会員は代表を補佐し、代表が会務に携われない時は、携われる会員が代行する。

第八条 会員のために、必要とされる場合、本規約は変更できる。

附則

2011年04月30日に当会は設立した。設立時に会規約はなかった。

2012年04月21日に第五条のみの会の規約を施行した。

2013年04月20日の改訂で、その他の大幅な加筆修正がなされた。

2014年05月17日に第一条にて事務局住所を追記し、第六条の第三項を修正し、第七条の役員の任期について追記した。

2017年03月18日に事務局を変更した。

2018年03月19日に会員の意向により、第六条にて、総会を廃止し、第七条の役員を代表のみとした。

2021年05月15日に事務局の住所を明記せず、第四条を変更した。

以上

